● マイナンバーを使い戸籍情報を管理する戸籍法の改正案

2月3日の日経新聞は法制審議会(法相の諮問機関)の戸籍法部会が2月1日、マイナンバーを使い戸籍情報を管理するための戸籍法の改正要綱案をまとめたと報じた。この骨子は、結婚の届け出や年金受給に必要な戸籍の情報を全国どこでも確認できる仕組みをつくり、戸籍謄本などの戸籍証明書の添付を不要にし、住所と本籍地が異なる場合も本籍のある自治体に出向く手間を省くというもの。今国会に戸籍法改正案を提出する。

戸籍は全国約 1,900 の市区町村が正本を管理しており、ほとんどの自治体は紙以外に電子データでも保存している。法務省は戸籍の副本データと、マイナンバーを紐付けするシステムをつくる。本籍地ではない自治体でも、マイナンバーカードやマイナンバーを提示するだけで戸籍情報を照会できるようにし、これにより、戸籍証明書の取得なしに婚姻届の提出や養子縁組、パスポート(旅券)の発給申請、年金や児童扶養手当などの受給申請をできるようにする。相続などの際にも、近くの自治体の窓口で戸籍証明書を発行できるようになる。今回の改正に合わせて、戸籍には親族や夫婦関係、本籍地などの個人情報が多く含まれるため、不正な情報の参照を防ぐためのシステムを構築する。戸籍事務を扱う自治体職員や法務省の職員には個人情報の漏洩防止を義務付け、違反者には罰則を科す。